

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和7年12月26日(金) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 1時41分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず

小 平 啓 佑 針 谷 育 造 松 本 喜 一

天 谷 浩 明 広 瀬 義 明 氏 家 晃

白 石 幹 男 関 口 孫一郎

議 長 梅 澤 米 満

副 議 長 大 谷 好 一

欠席者 委 員 大 浦 兼 政 青 木 一 男

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 課 長 野 中 繭実子

係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和7年12月26日 午後1時開議 全員協議会室

日程第1 資料の分析について

日程第2 証人喚問について

日程第3 その他

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合においては秘密会とすること、証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退場をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本件に係る資料は、100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり、閲覧させたりすることがないように、その取扱いについてはご注意ください。特に税務情報や個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれている資料につきましては、その取扱い及び会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎資料の分析について

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、資料の分析についてを議題といたします。

皆様には、前回の委員会で請求を決定し提出があった資料、12月18日に実施した証人尋問において、有限会社赤坂解体工業の赤坂学氏に提出を依頼した資料を配付しております。また、タブレットには民間事業者に対する記録の請求と、その提出状況についてまとめた資料をお配りしました。

まずは、現状把握のため、事務局から資料の説明をお願いいたします。

小林書記。

○係長（小林康訓君） それでは、現状把握ということで、タブレットの資料を御覧いただきたいと思っております。特別委員会の中にあります。資料1を御覧いただきたいと思っております。民間事業者に対する記録請求の経過というふうな資料をまとめさせていただきました。民間事業者に対する記録の請求につきましては、陽光学園に対するものを除いてなのですが、11月21日発送からスタートしております。冒頭、最初に行ったのは12月4日期限で、②番から⑧番ということで、補助金関係の事業

者に請求をしたわけなのですが、その時点の提出状況については記載のとおりで、6番の三菱電機ソリューション株式会社以外は不足があったりというふうな状況でございました。

その後、(2)番になりますが、不足分再請求というのを実は行ってございまして、これについては議決は取っていないのですが、委員長の方の指示の下、あまりにもちょっと不足が多いので、未提出のものを明示しまして、提出しない場合は、その理由を報告するように依頼をしております。また、記録の一部に営業上の秘密等が含まれる場合には黒塗りにしたとしても、書類が存在する場合には提出するよう依頼しております。それに対する反応がその下でございまして、②番、株式会社シンアイは追加提出はございませんでしたが、追加提出をしない理由の報告書の提出がありました。③番から⑤番については、何の反応もございませんでした。⑦番については、追加提出なし、やはり理由報告書がございました。

(3)番でございまして、本日お手元に配付したものの中に含まれておりますが、有限会社赤坂解体工業に対して12月18日に証人喚問を行いまして、その際に提出を求めた施工箇所を示した図面というのが12月22日に出てきております。

(4)番になりますが、これが現状最新の状況というふうなことになりますが、12月18日の委員会において議決をいたしまして、12月25日期限で改めて請求をいたしました。こちらの請求については、これといって新たなものを請求したというよりは、むしろそこからさらに趣旨を記載した中で請求をしております。全部の提出を求めているわけではなく、工事施工、または物品を納入したことと、その時期が証明できる書類の提出を要請しているだけですというふうなことを通知に記載しております。また、未提出のものを明示し、提出しない場合は、その理由を報告するように依頼してあります。先ほど同様、記録の一部に営業上の秘密等が含まれる場合には、黒塗りにしたとしても書類が存在する場合には提出するよう依頼しております。

これに対しての返答になりますが、資料の2を御覧いただければと思います。株式会社シンアイからは、提出猶予の申出がございました。そちらにつきましては、中身は省略させていただきますが、下のほうですか、つきましては、提出可能な追加資料の提出期限につきましては、令和8年1月30日までの期限延長をご検討いただきたくというふうな申出になってございまして、その上には準備は進めていますというふうなことがもろもろ書かれております。

すみませんが、資料1のほうにお戻りいただければと思います。③番、有限会社神崎電機商会なのですが、本日配ったものの中にございまして、一部提出がございまして、施工図、それから仕入れ伝票というものが提出されております。中身については、後ほどご確認いただければと思います。タヌマ内装なのですが、資料のほうでは提出意向電話ありというふうに書かせていただいたのですが、本日、藤岡校の施工図面と発注書の一部が届いてございまして、そちらもお手元に配付させていただきます。

それから最後、⑦番のTechDesign株式会社については、昨日時点、今の時点でもあり

ますが、これといって何か提出物があったというふうなことではございません。

以上がただいま集まっている資料、あるいは提出されていない状況をまとめたものとなります。

以上です。

〔天谷浩明君出席〕

○委員長（内海まさかず君） ただいまの説明に対し、確認等ございましたらご発言お願いいたします。

前回から比べると、今まで反応のなかった神崎電機商会とタヌマ内装さんからの書類が出てきたということになります。でも、それが全てではなくという状態です。シンアイさんとTechDesignさんに関しては、営業上の秘密だということで、証人喚問のときにもそうだったのですけれどもという理由を述べていらっしゃいますという状況です。今日出てきた資料もございますので、また個別の資料については協議したいと思います。

よろしいでしょうか、皆様。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、記録の請求について取扱いを協議したい点がございまして、順次協議をしてみたいです。

まず、株式会社シンアイ代表取締役、川田俊介氏からの提出猶予の申出の取扱いについてです。先ほど説明がありましたけれども、1月30日まで猶予が欲しいとのことですが、これについてどのように回答すべきかご協議お願いいたします。

なお、先ほどの事務局の説明のとおり、記録の提出は11月21日から行っておりまして、何ら請求内容を変更しているものではありません。先ほどの、事務局からもありましたけれども、提出の意向があるということは一文記されておりまして、これを信用して待つのか、1月30日というのは長くはないか、今後の調査にも影響が出てくる可能性もあるということです。この後、決定していただく証人喚問の日程により、年明けの委員会の開催の日程が決まりますが、それを踏まえると、それ以前に出していただきたいなというふうに考えておりますが、皆様のご意見をいただければと思います。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私からすれば、もう既にシンアイさんには11月、そして12月と過去に2度の提出を求めるものがございました。今回が3回目でございますが、先日証人喚問でお越しいただいた際にも委員会のほうから提出をお願いする文言がございましたが、前向きな返答はいただけなかったのが皆さん記憶に新しいところでございます。

なおかつ、1か月以上もの延長というのは、これは私は提出の意思があると言いながらも、結局は提出すべき資料がなかった、やはり出せないという結果がもう目に見えているのではないかと考えるところでございまして、引き延ばしに依拠することなく、このまま審議を進めるべきであるとい

うふうに考えます。

○委員長（内海まさかず君） ほかの皆様いかがでしょうか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 遅れてすみませんでした。

今、広瀬委員が言ったように、再三にわたりの請求です。あの状態を見ると、もう半分以上は、何となくですけれども、ただ時間延ばしかなというふうに思っております。そういうことを考えると、一応出す意思はあるのでしようけれども、全然1月30日ではなくて、先ほど委員長が言ったいろいろな都合がありますので、最高でもそこに合わせて、もうしかるべき段取りに入ったほうがいいのではないかと思います。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） お二方が今そのような意見を述べられましたけれども、私もそれと同じ意見でございます。しかし、1月30日というのはあまりにも誠意のない、何かそこにあるのかなという感じもいたしますので、もし、私たちの今までの議論もそうですけれども、1月9日金曜日、これ金曜日に出していただいたとしても13日しか私たちがそれを見るということは不可能に近いのですけれども、できるだけ早い、1月の第2週の中で再度提出するという要請をしなければ、いたずらに時間が過ぎていってしまって、本当に真実を究明するということには大きなマイナスになるというので、具体的には1月の上旬の9日ぐらいまでには必ず出してくださいと。出さないということになったら、これはその次の段階ということになるのか、ちょっとその辺はお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） まず、日程の提案をいただいて、そして出さないというふうなときにはどうするかということなのですが、これは追って皆様とご協議したいなと思っております。その先には、告発というものも我々は考慮していかなければならないと思っております。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今日、記録請求の経過というところで、(2)で不足分再請求でシンアイは追加提出なしで、理由報告書ありということで、その理由報告書というのはどういう記載がされていたのか、ちょっと確認したいのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） これは今ないか。内容的には、営業の秘密です。そういうことだったと思います。ごめんなさい。では、ちょっと確認しますので、少々お待ちください。

内容を説明いたしますと、注文書またはそれに類する書類及び工事日報は両方とも記録はありませんということです。その他の追加資料提出についてということは、調査の権限の対象項目から逸脱していると。百条委員会の権限、議決された調査事項は、市の事務に関する調査に限定されましており、その範囲を超える資料の強制的提出には応じる義務はないと理解しておりますと。

2番目といたしまして、協力業者に関する守秘義務ということで、当社が一方的にこれらの情報

を第三者に提供することは、契約違反及び民事上の損害発生の可能性を伴うため、提出に応じることはできません。

3番目として、個人情報、営業秘密の保護ということです。というこの3つが理由となっております。

白石委員。

○委員（白石幹男君）　今回は猶予をくれと。出す用意があるという趣旨だと思うのですけれども。それまではいろいろ書類はそろえてあると思うのです。そろえてというか、あるのだと思うのだけれども、それに対してそんなに1月30日までかける必要はないと思うので、今回、黒塗りでもいいですよ、出したくないところはということも付け加えてやっているの、そんな期間はかけなくていいのかなと。先ほど針谷委員も言いましたように、1月の正月明け、9日あたりがいいのかなというふうに思います。

○委員長（内海まさかず君）　ありがとうございます。

皆様にちょっとご報告しておきます。証人喚問が1月8日、タヌマ内装さんと、1月14日、神崎電機商会さんという形で日程調整ができております。なので、8日でもいいのかなという気がしますが、それも加味しながら決めたいと思います。というか、8日の前がいいのか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君）　期日、年明けまで待つてやろうかというお話でございましたけれども、このシンアイさんから提出された書類等を見ますと、下から4行目のところに、なお、資料提出に向けた準備は継続して進めておりって書いてありますが、今まで証人尋問でもお尋ねしたときの答弁が、出せない、もしくは資料はないと言っていたわけです。ない資料がなぜ継続して出す準備をしているって切り替わってしまうのか私不思議でしょうがないのですけれども、その資料というのはどういったものなのか分かりませんが、時間がたてばたつほど本来の資料ではなくなる可能性も出てくるということをぜひ吟味していただけたらいいのではないかなと思います。私は、もしこれが大きく意見が分かれるところであれば致し方ありませんが、やはりもう3度の猶予を与えているということで、もういいのではないかと、再度意見として述べさせていただきます。

○委員長（内海まさかず君）　では、今出た意見をまとめますと、対象者が言っている30日までというものよりもっと前に請求をしようということで、皆さんよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君）　では、その日にち、具体的になりますけれども、先ほども言いましたけれども、8日の日に証人尋問が予定されておりますので、それよりも前かなという気が私の中ではしておりますが、皆様のご意見をいただければと思います。

ちなみに、1月4日が日曜日になっておりますので、5日から仕事始めという形になると思います。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） どうも年明けまで待とうという委員長の方向性なものですから、それに逆らうようなことは言いませんけれども、私は役所の仕事始めである6日の提出期限ということであればいいのかなと。8日まで、9日までとなりますと、非常に長い。例えば取引先に確認を取るのであれば、電話でも済むわけですから、であれば5日、6日と2日間の猶予があればできるはずでございまして、6日でお願いできればと思います。

○委員長（内海まさかず君） では、具体的に6日という日付が出たのですけれども、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） では……

〔「できれば、もう……」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 年内とかいう話。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、株式会社シンアイに対する資料提出の日程につきましては、令和8年1月6日の火曜日を期限として通知いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、他の事業者からの記録の提出でございしますが、先ほど事務局の説明のとおり、いまだに不足があるものがございます。しかしながら、100条調査の証人喚問や記録の請求は必要がある場合と規定されておりますので、これまでに提出されている資料や証言で十分と判断できれば、その時点で改めて提出を求める必要はないものと考えられます。したがって、本日配付した追加資料もございまして、まずこれをお持ち帰りいただきまして、各自ご確認いただきたいと思っております。その上で、証人喚問での証言と合わせて事実が十分に明らかにならない場合には、改めて対応を検討したいと思っておりますが、ご意見等ございましたらご発言お願いいたします。各自提出された資料のご確認をして、また意見を言っていただく。この場ではないほうがいいかなと思っておりますので、また後日、その場を設けたいと思っております。

では、日程第2の証人喚問についてに入りたいと思っておりますが、資料の分析についてはもうよろしいですか、皆様。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎証人喚問について

○委員長（内海まさかず君） 次に、日程第2、証人喚問についてを議題といたします。

証人喚問の日程調整をいたしました。日程の調整に至っていない者もあります。調整に至らな

かった者は、学校法人陽光学園代表清算人、佐山和章氏であり、出頭の意味がない旨の申出書が提出されております。タブレットに配付のとおりでございます。

まず、日程の調整に至った者のみ証人喚問の議決を行いたいと思います。

それでは、証人喚問について、出頭を求める場所、出頭を求める者の氏名、出頭を求める日時、証言を求める事項の順に申し上げます。

出頭を求める場所は、共通です。場所は、全員協議会室といたします。

次に、出頭を求める者の氏名及び日時を申し上げます。タヌマ内装、代表、田沼悟氏、1月8日午前9時半、有限会社神崎電機商会、代表取締役、柳田昌広氏、1月14日午前9時半となります。

次に、証言を求める事項は、自らが関係した学校法人陽光学園ひまわり学童クラブの補助金対象の工事等についてといたします。

以上の内容で、証人に対し出頭を要請することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、学校法人陽光学園代表清算人、佐山和章氏に対する証人喚問の取扱いについて協議したいと思います。

先ほど述べたとおり、事前の日程調整を依頼したところ、出頭の意味がない旨の申出書の提出がありました。申出書によれば、本委員会は……皆様のタブレットに配付している資料3になります。これは、まだ皆様御覧になっていない。

〔「見てきました。ペーパーでも」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） そうですね。申出書によれば、本委員会は、市の事務に関する調査を行っているものであり、法人に対する調査は権限の範囲外であるとか、そのほか幾つか主張をされております。しかし、市の補助金の調査を行う上で、その交付の相手方である学校法人陽光学園の代表者、佐山氏の証人喚問をすることができない理由はないと考えております。事前の日程調整には応じていただけませんでした。本委員会の正当な権限の行使といたしまして、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブの代表清算人、佐山和章氏の証人喚問を決定したいと思います。皆様のご意見がございましたらご発言をお願いいたします。証人喚問を行いたいという提案をさせていただきました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） そうです。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 先ほど資料3のほうにおいて、困難だという回答が来ているのが前提の話になるのかなと思うのですけれども、もし委員会の進行に鑑みて委員長に腹案があれば、まずそれをお伺いできればと思います。

○委員長（内海まさかず君） 少し説明させていただきたいと思います。

一応日程調整という形で連絡は取らせていただいたのですが、向こうから出る気がありませんという答えがありましたが、我々はまだ呼んでいないのです。不出頭という形にはなっていないので、向こうの意向は分かりましたけれども、実際に不出頭となれば幾つかこちらも考えなければいけないと思いますので、その事実がどうか、まずは出頭を求める。その求めたことに応じるか応じないか、その結果をもって我々も対応していくという形になりますので、証人喚問を決定したいなどは思っております。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 了解いたしました。

それでは、神崎電機商会さんも、そしてタヌマ内装さんと同日の1月8日で……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（広瀬義明君） 8日ですよ。では、8日の1人目の証人が終わるであろう時間を設定していただいて、それで喚問したらいかがかと思いますが。

○委員長（内海まさかず君） ちょっと委員長のほうから申し上げさせていただきたいと思います。

佐山氏に日程調整をお願いしたのが、実を言いますと1月19日の週という形でお願いをしまして、そこで出ませんという、出るのは困難だという回答をいただいておりますので、1月19日の週の一番初め、19日なのですけれども、これに設定したいなと私の中では思っておりますが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 申し訳ございません。手順として、まず決定をして日程になりますので。

それでは、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブの代表清算人、佐山和章氏の証人喚問について議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、証人喚問の決定をいたしました。

まず、出頭を求める場所は、全員協議会室といたします。

次に、日程を申し上げます。ちょっと先ほど説明しましたけれども、1月19日午前9時半、これは事前調整をお願いした日程で最も早い日程です。

次に、証言を求める事項は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金の交付申請及び実績報告等の一連の手續並びに同補助金を活用して実施した工事や物品購入等についてといたします。

以上の内容で証人に対し、出頭を要請することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

次に、証人喚問に係る公開、写真撮影、メモや資料、補佐人同席の申出があった場合の取扱いに

ついてですが、過日実施した証人喚問と同様としたいと思います。

なお、念のため再度申し上げますが、補佐人の取扱いについてですが、補佐人は証人につき1名といたします。調査対象の補助金に関係する者を補佐人とすることは許可しないこととします。補佐人が助言できる内容は、証人が証言を求められた場合のみとし、助言を求めるときは委員長の許可を必要といたします。補佐人に対し、委員長及び委員は尋問することはできません。

その他証人喚問に関する諸手続については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎その他

○委員長（内海まさかず君） 次に、日程第3、その他に入ります。

12月17日の12月定例会最終日に地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用が可決されました。これを受けて、調査の依頼先である特定非営利活動法人建設技術監査センターに対して関係書類を送付しております。このほど、同センターから調査業務質問書の提出がありました。タブレットに配付のとおりでございます。その取扱いについて協議をお願いしたいと思いますが、まずは事務局から資料の概要説明をお願いいたします。

小林書記。

○係長（小林康訓君） それでは、タブレットの資料4のほうを御覧いただきたいと思います。先ほど委員長からご説明がありましたとおり、地方自治法第100条の2に基づきまして、専門的知見の活用ということで、専門機関に調査を依頼することといたしました。委員長ご指示の下、先方に書類のほうは既に提出しております。その書類をご確認いただいた上で、調査業務質問書というふうなものの送付がございました。

1枚めくっていただきまして、1、調査業務の方針というふうなところになりますが、2番、質問書の趣旨というふうなところになりますが、1月27日に実施予定と書かせていただいておりますが、実施する実地調査、つまり実地調査を行う前提で事前に質問を送ってきたというふうなことでございます。したがって、今回の調査につきましては、従前よりご協議いただいておりますとおり、専門家を介した形で実地調査をしていくというふうなことが調査のポイントになってくるかと思っております。

また、1枚送っていただければと思っております。半分から下のところで、Ⅲ番です。質問事項というふうなことでございますが、質問事項について、この調査を行われる方は官公庁の調査も行ってまいりますので、事業全体の様子を把握するというふうなことから始める方というふうなことかなと思っております。したがって、1の（1）、例えば貴市における学童保育行政の現状についてというふ

うな質問がございますが、こちらについては執行部のほうに回答の作成の協力要請をしてみたいというふうに考えております。おおむね1の(1)から(4)あたりが、執行部のほうに協力要請をするというふうなことかなと思います。

続きまして、また1枚めくっていただきますと、設計とか改修工事の設計者、施工者、積算、施工というふうなことで質問がございますが、こちらにつきましては基本的に補助金交付の相手方である学校法人陽光学園のほうに回答すべきものというふうに思われますので、こちらはご協力をいただければ陽光学園のほうに回答の作成をお願いしたいということになります。

こちらの事前質問の回答の作成と、先ほど申し上げました現地調査が、この調査の内容になってくるかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） ありがとうございます。

この調査の実施を決定する際にも説明しておりますが、現地調査においては建物の所有者である学校法人陽光学園に協力をいただかない限り実施することができません。現状、法人の代表者である佐山氏が証人喚問に出頭の意味がないとの申出がありますので、この現地調査の実施は不透明ではありますが、協力の要請はしてみたいと思います。

また、その日程については1月27日と資料にはございますが、先方の都合もあるため、調整が必要と考えております。日程調整、その他の手続については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、先ほど小林書記から説明をいただきました調査機関からの事前質問への対応についてでございますが、執行部に確認すべき項目もあり、また現地調査ができるか否かによって対応が変わってくるものと思います。その対応につきましても、正副委員長にご一任いただきたいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしますが、皆様のほうで何かご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） それでは、ないようですので、以上をもちまして委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 1時41分)